別紙１の２

再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業実施計画書その２
（「第２号事業」用）

|  |
| --- |
| ＜事業内容＞ |
| ○記入上の注意以下の項目について、簡潔に分かりやすく記入してください。複数年度にわたる事業を計画している場合は、年度ごとの事業内容が分かるように記入してください。【事業の背景】＊前提となる地域の現状や課題等について記入してください。＊地域経済循環分析などを活用して、可能な限り定量的に記載するとともに、使用した資料を提出してください。＊これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。【本事業の実施を通じて構築する地域再エネ事業の内容（地域の目指す姿）】＊活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な限り具体的に示してください。＊当該構想の中で設備導入が想定される場合は、それについても記入してください。＊構想の実現に向けて、地域内外の関係者（共同申請者を含む）との連携内容・協議状況を記入してください。上記について、以下の点に留意し記入してください。（１）地域再エネ事業における地域の主体性と関係者の役割（２）地域に裨益する事業形態を構築するための工夫、ノウハウを地域に蓄積させるための工夫（３）事業によって地域の再エネの活用が継続的に促進されるための工夫（４）地域の課題解決に貢献するための工夫【事業の実施内容】＊対象事業要件地域再エネ事業に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業において、以下に掲げるもののどれに該当するかチェックする(複数選択可)。[ ]  Ⅰ　地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー需要及び供給できるエネルギーを把握するための調査・検討[ ]  Ⅱ　地域のエネルギー需給バランスに即した需給管理方法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討並びに当該エネルギーシステムの導入[ ]  Ⅲ　地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討[ ]  Ⅳ　地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検討[ ]  Ⅴ　ⅠからⅣまでの事業を行う上で地域の関係者の合意形成を図るために実施する協議会の設置・運営（技術的助言を行う専門家の招聘を含む。）[ ]  Ⅵ　Ⅰ～Ⅴまでの検討等の結果等を踏まえた事業の実施・運営体制の構築＊事業内容上記各事業に基づいて行う検討内容について、想定される事業規模を記載するとともに、以下の観点に留意し記入してください。・地域再エネ事業の内容が地域の脱炭素社会の実現を見据えた具体的かつ妥当なものか。・単なる電気小売事業の実施などに留まらず、地域再エネ事業の実施によって、地域に自立的・持続的に再エネが導入されるような構想となっているか。・事業によって想定されるCO2削減効果が適切に見込まれているか。・地域の現状と課題の認識が適当であるか。また、本事業の実施が地域の課題解決に適切かつ効果的な手段であるか。・事業を実施するにあたり地域のステークホルダーとの連携が図られ、自治体自身を含めた各ステークホルダーの役割・位置付けが具体的に想定されているか。・エネルギー収支の改善等、地域経済循環に及ぼす影響の見込みは妥当であるか。・再エネ事業に係る知識やノウハウが蓄積され、内発的な発展を見込んだ事業実施体制が想定されているか。・事業実施体制における各構成員の役割・責任の分担が明確であるか。【事業実施計画・スケジュール】＊構想の実現に向け、本事業で想定する事業の立ち上げまでの計画（ロードマップ）を記入してください。＊上記と併せて、本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。＊全体を通して、事業期間内において無理のないスケジューリング及び工程(補助金希望額を含む)を記入してください。特に複数年度事業の場合、単年度毎の事業の切り分けが出来る事業内容になっていることに留意してください。＊補助事業の完了日が属する年度の終了後１年以内に、本補助事業の実施を通じて構築された「地域再エネ事業」を開始することが求められています。「地域再エネ事業」開始予定時期については、スケジュール欄に必ず明記してください。＊事業実施後、１年を経過しても本補助事業の実施を通じて構築された地域再エネ事業を開始しない場合、環境省から指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地域再エネ事業に係る事業活動を開始しない場合については補助金を返還させることもあります。　　【地域再エネ事業の内容を位置づけることを想定している地域計画等とその時期】＊地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定等について以下のチェック欄において、内容を確認の上、承諾する場合は、チェック欄に「☑」でチェックを入れてください。[ ]  地方公共団体実行計画（区域施策編）について策定済みの場合：今後、本事業の地域再エネ事業の内容を実行計画に位置付け、反映させるために地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定を、補助事業の完了日が属する年度の終了後２年以内に完了させます。現行地方公共団体実行計画策定日：(記入)改定完了予定時期：(記入)[ ]  地方公共団体実行計画（区域施策編）について未策定の場合：補助事業の完了日が属する年度の終了後２年以内に、本事業の地域再エネ事業の内容を実行計画に位置付け、反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を完了させます。策定完了予定時期：(記入)＊補助事業の完了日が属する年度の終了後、２年を経過しても合意形成を図った結果を適切に反映した地方公共団体実行計画が改定又は策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに策定しない場合については補助金を返還させることもあります。 |
| ＜地域再エネ事業が実現した場合に期待される効果＞ |
| 【脱炭素社会構築に関する効果】＊エネルギー起源ＣＯ２削減効果及び2050年のカーボンニュートラル目標達成にどのように貢献するかを記入してください。それぞれの事業において見込まれる温室効果ガス（エネルギー起源CO2）の排出削減への寄与のあり方を検証するための方法・考え方について明示した上で、現時点において想定される削減効果の試算結果（再生可能エネルギーの導入量と併せて記入のこと）について記入してください。なお、記入に際しては、導入前後の排出削減量、削減比率等についても具体的に記入してください。【地域経済循環に関する効果】該当する効果があれば記入してください。【SDGsの推進や地域循環共生圏の創造に資する取り組み】該当する取組があれば記入してください。 |
| ＜本事業の実施体制＞ |
| ＊本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください。（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。＊目標を具体化するため行動に移すためのPDCA体制について及び申請者が本事業で想定する事業の立ち上げに向けて果たすべき役割等について記入してください。＊２者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。＊ノウハウを有する専門家等について記載してください。 |
| ＜交付額の算定補助率関連事項について＞＊交付額の算定に際しては、公募要領の別表１の「交付額の算定方法」欄の該当する補助率を用いて算定の上、以下の関連事項について記入してください。・算定に用いた補助率：(記入)・当該事業への交付規程別紙（第３条関係）２に基づく出資の構成割合：(記入)・地方公共団体が当該事業へ出資実施(又は予定)する時期：(記入) |
| ＜事業実施関連事項について＞ |
| ＊他の助成制度でこれまで過去３年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物を添付してください。＊本補助金と並行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。＊許認可、権利関係等において、調整事項がある場合、事業遂行上への影響等の有無について記入してください。＊環境等において、事業により環境問題等を引き起こす恐れの有無について記入してください（懸念がある場合、対応が出来ているかを含めて）。 |
| ＜国等の施策等への取組状況＞ |
| 該当する場合、チェックすること。(複数選択可)。[ ]  2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。[ ]  地域再生計画の認定を受けている。[ ]  福島県及び福島県内の地方公共団体である。 |
| ＜添付資料＞ |
| ＊事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。＊事業計画の基となる調査や検討会等の資料も添付してください。 |

注１　記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。